

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 近代日本都市社会集団の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 久志, Ito, Hisashi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002424">https://doi.org/10.57529/00002424</a>

## 「近代日本都市社会集団の研究」要旨

伊藤久志

### 1. 本論文の課題

本論が課題とするのは、明治初年から戦後、高度経済成長が一段落しつつある一九七〇年前後に至る時期において、日本の都市社会集団がさまざまな役割を果たし続けることができたのはどのような条件によるものであったのかを、主として組織面の検討を通じて明らかにすることである。本論で言う都市社会集団とは、地縁的結合に基づく諸集団（以下、地縁集団と呼ぶ）のうち町内会とその前身にあたる個別町、そして職縁的結合に基づく諸集団（以下、職縁集団と呼ぶ）のうち営業種目を同じくする事業者からなる同業組合である。

近世都市史研究において、個別町や営業上の仲間といった社会集団が都市を支える重要な担い手と考えられていることは、周知の通りである。一方、近代都市史研究において右の系譜につらなる社会集団は、これまでの研究であまり顧みられていない。しかしたとえば、戦前には市町村役場の人的・財政的基盤がきわめて弱く、この「行政の貧しさ」のために、個別町という、制度的裏付けを十分に持たない社会集団に水面下で多くの業務を委ねざるを得なかったことは、よく知られている。

ところで、明治維新以降国家レベルで進められた社会制度の変革は甚大かつ長期にわたるものであり、近世の都市社会集団がそのままの組織で機能し続けることができたということはあるにない。近世史研究の成果を前提にすれば、近代史の側から社会集団がなぜ機能を果たし続けられたのかを考えるうえでは、次のような点が課題になると考える。第一に、明治前期に行われた身分制の解体や昭和戦中期に行われた全戸加入制の徹底という変革が、地縁集団において実際どのように反映されていたのかという点、第二に、やはり明治前期に行われた流通独占の解体や昭和戦中期に行われた配給統制機関の整備という変革が、職縁集団である仲間において実際どのように反映されていたのかという点、第三に、第一次世界大戦期以降に顕著となった都市の広域化、すなわち区域＝空間の拡大という変容が、これらの社会集団に対してどのような影響をもたらしていたのかという点である。

以上の課題に対して、本論では、まず地縁集団のうち個別町の動向に関する考察を第一部、連合町の動向に関する考察を第二部、そして職縁集団の動向に関する考察を第三部として、それぞれの課題について検討する。

### 2. 各部の考察で得られた結果

1で掲げた課題について、各部で得られた考察の結果はそれぞれ以下の通りである。**【第一部】**近世期、個別町の運営を実質的に行いその費用を負担したのは、家持たちであった。個別町の支出である町入用に生活共同体としての公益的な業務が少なくなかったことは、その負担を受益者である表店借などへも広げて「身分制の流動化」を

引き起こす論理的な後押しとなりえたが、一方で町入用には公役も含まれており、そうした性格は、負担者を原則として家持に限るという身分制的な論理が維持される根拠となっていた。明治期に入ると、国家レベルで身分制の解体が打ち出されており、本論が個別事例として取り上げた川越（現、埼玉県川越市）の個別町においても、それに対応するかのように一〇年前後には町費負担者が急増しているが、実際に取り込まれたのは表店借家人層に限られていた。この時期の平準化は、実力を持ちながら従来個別町運営から外れていた表店借家人である商人たちを新たに取り込むという、従来の身分制による矛盾を解消する程度で行われたのである。また身分制に代わる町内での格付け方法は実力を反映した等級制であったが、近世に身分の優位のみならず実力の優位をも備えていた家持たちは、結果として個別町運営の実権を引き続き握り、表店借家人らの参加は限定的なものにとどまった。これを別の角度からみると、町費負担において均等割から累進的な等級制へと移行したにより、個別町はほぼ家持たちによる比較的フラットな集団から、家持＝有力者と借家人＝非有力者がともに存在する「同居型」の集団に移行しつつあったと言える（第一章）。

個別町の力が強かった地方都市では、明治末期から町総代会が設立されるようになる。当時の町総代たちの活動は、従来デモクラティックな、すなわち非有力層まで含めた形で市民の意思を代表する性格を早くから持つものと評価されてきた。しかしその活動を再検討してみると、実際にはなおも有力者寄りのものであった（第二章）。

町内会の設立を義務づけたものとして知られる昭和一五年（一九四〇）の内務省訓令第一七号は、国家主義的な地方行政を効率的に行うという観点から町内会の区域＝戸数の調整をも求めており、多くの在来都市（以下、近世までに都市と見なされていた地域をこう呼ぶ）で設けられた戸数標準とは、旧市域の場合従来の組織を合併・減少させること、つまり広域化が意図されていた。しかし旧市域の個別町、ないし公称の個別町よりもさらに狭い区域からなる町生活共同体は、しばしば独立を強く主張しており、市当局の指導をもってしても町内会の広域化は狙い通りには果たされなかった。戦後、都市部全体の町内会（自治会）の世帯数規模は、任意加入ながら平均で二〇〇世帯を超えている。しかし地方在来都市に限るとその値は一〇〇世帯台前半となっており、これはドーナツ化の進行とは別に、狭域なままの町内会の区域＝空間が戦後社会まで引き継がれているためである。

ところで昭和一五年の内務省訓令は、全戸加入制の導入によって平準化を徹底したが、それは格差を有する有力者＝家持（＝旧中間層）と非有力者＝借家人の「同居型」化を徹底することをも意味していた。そして町内会の区域＝空間が狭域なまま維持されたことは、こうした格差が戦後に引き継がれる素地をなしていた。なお、同居型という性格が維持されたことは、機能のあり方と関わりと考えられる。前述のように、個別町や町内会が行う業務には公益的なものが多く、それゆえ地面所有関係に基づいて家持や借家人といった区別を行うこととの相関性は弱く、むしろ受益者の論理から、区別を行わずに負担を課すことにむしろ合理性が認められるのである（第三章）。

【第二部】明治期の東京市について、区よりも小さな連合町組織の存在については従

来知られていない。だが、日枝神社（現千代田区）が広大な氏子区域を把握するために採っていた方式にみられるように、同市の下町では明治一〇年代から旧小区が連合町組織として利用されており、二〇年代後半にはこれが区会議員選挙区に基づく「部制」に切り替わっていった。また大阪市の場合、連合町組織としては明治二五年（一八九二）に発足した学区（区域内住民に小学校運営費を賦課するもので、以下これを「負担学区」と呼ぶ）の存在が知られている。しかしやはり大阪天満宮（現北区）が広大な氏子区域を把握するために採っていた方式にみられるように、同市の北区では明治一〇年代から、旧小区（これは旧学区でもあった）などが学事を超えて氏子集団のための連合町組織としても利用されており、これが二〇年代を通じてしだいに負担学区の利用へと切り替わっていた。以上の事例に、京都市の負担学区や名古屋市の聯区をあわせて考えるならば、多数の個別町からなる大都市においては、負担学区という制度の有無にかかわらず、一般に町々をより広域にまとめた中間組織が不可欠なものとして、早くから要請されていたと考えられる（第四、五章）。

地方都市の場合、連合町組織というべき町内会連合会が広範に設立される契機となったのは、昭和一五年の内務省訓令である。これは第一部でみたような、旧市域で単位町内会の広域化が進まなかった状況を補う効果を持つとともに、青年団や警防団（もとの消防団）といった、個別町よりも広域なエリアを基盤としつつこの時期までに地域社会に定着していた、各種団体を補助する組織としても有効であった。連合会の区域としては小学校通学区が利用されることが多かったが、その理由としては、通学区がおおむね人口に比例していたほか、国民精神総動員運動の影響などが考えられる。

戦後は、再び多くの都市で小学校通学区に基づく町内会連合会が設立されている。従来の研究はこれをコミュニティ政策と関連づけているが、各地の連合会の沿革史からは、単位町内会と同様に昭和二〇年代から早期に再設立されていた事実を確認することができる。戦後は各都市で広域化がいっそう進み、市と単位町内会を結ぶ中間組織の重要性がより高まっていることは明らかである。だがそのみならず、地区社会福祉協議会などが町内会連合会の区域＝空間を設置単位としているように、広域なエリアを基盤とする目的集団は、戦前に比べて増えている。こうした背景により、町内会連合会は戦後も地域住民によって採用されることとなったのである（第六章）。

【第三部】近世大都市の営業上の仲間は問屋、中買といった業態ごとに組織される、つまり「分離型」であることが多かった。これは直接的には幕府の意向によるものであったが、仲間の主たる機能は営業行為にかかわる独占や排除にあり、こうした機能を果たすうえで、分離型の組織は適合的なものであった。それだけに、仲間の独占機能が低下した幕末期には、個々の商人の実力（資力）を反映する形で、仲間にも「身分制の流動化」に比すべき現象が生じていた。明治期に入り、いったんは仲間による流通独占の否定を表明した政府が、殖産興業の文脈のもとで同業組合を、異なる業態の者が所属する「同居型」組織として新たに制度化すると、大都市の商業系組合においても卸商に仲買商、小売商などが加わった「同居型」の集団が設立された。しかし実際にはその後、小売商が切り離された組合も少なくない。すなわち、当時の同居型

化＝平準化は、おそらく業界ごとの状況をふまえつつ、株制度に基づいた独占体制の矛盾を解消する程度で行われていた。また、同居型となるにあたって同業組合内での格付け方法は実力を反映した等級制となったが、近世に幕藩権力から特権を与えられていたのみならず実力の優位をも備えていた卸商たちは、結果として同業組合で実権を引き続き握り、仲買商や小売商の参加は限定的なものにとどまった。さらに大阪や京都の薬業組合の事例をみると、卸商らは仲買商や小売商と同居した組合を維持しつつ、内部に非公式の下部組を別途設けるという行動に出ている。職縁集団の場合、独占機能が後退しても同居型組合のなしうる業務は限られており、節季のように商取引を直接的に規定する事柄を決定する場には分離型組合が適格的であった（第七章）。

第一次世界大戦以前の実業組合連合会（実連）については、明治三八年に設立された東京市のものが従来着目されており、その動向をもとに、営業税廃止運動をリードするなど比較的デモクラティックな性格の組織と評価されてきた。しかし他の大都市ではむしろ、卸商・商社レベルの有力商人の利害を反映するような連合体が早期に設立されることが多く、これは卸商と小売商の利害の懸隔を示すと考えられる。一方地方都市では、明治三二、三三年に富山市と高岡市で実連が設立され、四〇年代には他都市でも設立されていた。実連は、中小商人が多く卸商と小売商の利害懸隔が相対的に小さい地方都市において、一般に設立が先行したと評価すべきである（第八章）。

昭和戦中期に設立された商業組合が、戦後社会までを展望した職縁集団の流れの中でどのように位置づけられるのかは、従来あいまいにされてきた。昭和初期に導入された協同組合型の商業組合は、藤田貞一郎氏が言うように、共同経済事業を実施できる平準的な組織としてつくられており、これは非有力者というべき小売商たちが組合を設けるうえで適格的な制度であった。他方昭和戦中期の商業組合は、機能面から言えば、むしろ国家主義的な配給統制政策のもとで変質させられたものである。ただし組織面に着目すると、組合は卸商・小売商それぞれによる「分離型」の組織とされ、同時に、とりわけ卸商組合を中心として、府県という広い区域＝空間によって設けられる、つまり「広域型」化を求められるという特徴をあわせ持っていた。この分離型・広域型という二つの特徴は、戦後の事業協同組合においても定着しており、この点で昭和戦中期の商業組合は、戦後社会へもつながる要素を備えていたと言える。分離型が引き継がれたのは、共同経済事業を行うにあたって両業態を分離することが、事業者自身の利害にとって適格的であったためと考えられる。また広域型が卸商の組織を中心に引き継がれたのは、地方都市や郡部の卸商が商圏を広げて成熟しつつあるという彼らの経営環境にとって、やはり適格的であったためと考えられる（第九章）。

### 3. 本論文の結論

以上の検討からは、次のことが言えるであろう。

第一に、明治前期には身分制の解体や独占の否定といった国家レベルの変革が行われたが、これに対し地縁集団や職縁集団の変容は、いずれも身分制や株制度に基づく独占体制といった近世の社会制度による矛盾を解消する程度で行われており、それゆ

え比較的スムーズにこれらの集団は再編されて、社会集団としての機能を引き続き果たすことができた。ただし、地縁集団においては表店借家人に負担を求めることも、生活共同体に対する受益者の論理から正当化されたのに対して、職縁集団の場合には、独占機能が後退しても分離型の組合はなお業務上重要であり、それゆえ卸商たちが内部に非公式な組合を別途設けたように、有力者・非有力者間の隔たりは職縁集団の方が大きかった。また、このように多かれ少なかれ有力者・非有力者間の利害に隔たりが存在したことは、明治末期における町総代会や実業組合連合会といった組織の性格にも影響を及ぼしていた。

第二に、昭和戦中期には戦時体制のもとで制度変革が強制されたが、いわゆる総力戦体制が国家社会主義的傾向を持っていたこともあり、そこには平準化の徹底という方向性ゆえに、非有力者にとってメリットとなるような要素が含まれていた。町内会は裏店借家人までを含む全戸加入制がとられたが、個別町における借家人の地位向上の動きが大正期からみられたことは、よく知られている。また商業組合は卸・小売を分離した形となったが、小売商による分離型の商業組合が昭和初期からみられたことも、すでに指摘されている。そして上記のメリットは戦後も通用するものであったために、戦後、GHQの意向に反する形で町内会や事業協同組合が再度設立された際、これらの特徴は住民や事業者によって改めて採用されることとなった。平準化の結果、地縁集団は同居型、職縁集団は分離型という、それぞれ異なる形式の組織に帰結することとなったが、これは両集団が果たす業務の性格によるものである。

第三に、昭和戦中期の制度変革は、都市社会集団の区域＝空間に対しても、広域化という変容を促す効果を持っていた。これは国家主義的な観点から命じられたものであるが、そこにはやはり住民や事業者にとって受容しうる要素が含まれていた。地縁集団についてみると、この時設立された町内会連合会は、市と単位町内会を結ぶ意味を持つとともに、青年団や警防団のような、広いエリアを基盤とする目的集団を補助するうえで適的な組織であった。また、とりわけ卸商にみられた府県を区域とする商業組合は、昭和初期までに地方都市や郡部の卸商が、しだいに商圈を広げて成熟しつつあるという経営環境に適合的であった。そして上記のメリットも戦後通用し、あるいは事態がいつそう進展していたために、これらの特徴は、住民や事業者によってやはり採用されることとなった。

近代都市の地縁集団や職縁集団は、機能面において行政側の意向を住民側の利害にあわせて間接化するという役割を果たしていたが、組織面においても、国家から要請された平準化と広域化という変容を、段階的に進めるという対応をとっていた。すなわち、明治前期や昭和戦中期には急激な社会制度変革に直面したが、住民たちはそれらの変革を集団内部の実態に見合ったものにとどめたり、またときに抵抗し、あるいは必要があれば制度の廃止後も自らこれを採用したりしていた。かくして、十分な制度的裏付けを持たないにもかかわらず、日本の都市社会集団は、明治期以降も水面下でさまざまな役割を果たす存在であり続けたのである。

(以上)